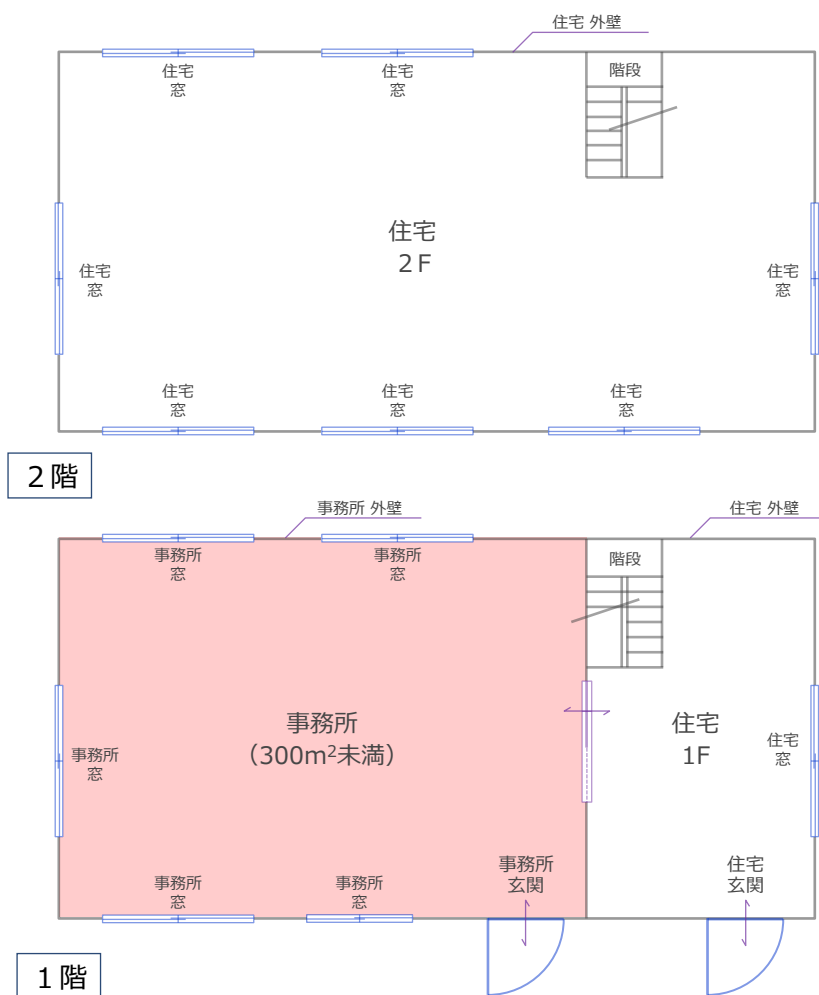


モデル建物法（小規模版）の利用制限について

- ☑ モデル建物法（小規模版）は、床面積が300m²未満の小規模建築物を対象として、通常モデル建物法より入力をさらに簡易化した評価ツールです。
- ☑ 2026年10月1日以降の新規申請※ につきまして、床面積が300m²未満であっても以下のような場合は、モデル建物法（小規模版）を使用することができないため、標準入力法もしくはモデル建物法を使用してください。
 - 屋根、壁、開口部のいずれか又は全てが存在しない非住宅建築物
 - 複数の建築物用途が混在する建築物で、それぞれの用途の床面積が300m²未満でも、合計した床面積が300m²以上となる非住宅建築物

※ ハウスプラスでは、お申し込み後、まず仮受付として事前適合審査を実施し、当該審査の完了をもって本受付としております。モデル建物法（小規模版）の利用制限における2026年10月1日の起算日は、本受付日といたします。つきましては、仮受付および事前適合審査の段階で、あらかじめご対応いただきますようお願いいたします。

- 「屋根、壁、開口部のいずれか又は全てが存在しない非住宅建築物」とは



例えば、確認申請上の用途が、「08060：住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」で、1階に事務所部分があり、当該事務所上部に住宅が配置された設計において、事務所部分に「屋根」が存在しないケースがあります。

また、げたばきマンションの1階にテナント（物販店舗等）がある場合等も、当該テナント部分に「屋根」が存在しないケースになる可能性があります。

室内の一角に外壁に接せずに非住宅部分（テナント）等を設ける場合は、「壁」「開口部」が存在しないケースが生じる可能性があります。

（例）非住宅部分に「屋根」がない

- ☑ なお、「屋根」「壁」「開口部」の入力が求められない、工場等モデル・空気調和設備が設置されない場合でも、同様に利用不可とのことです。